

金沢市と金沢エナジー株式会社との連携協力に関する協定書

金沢市（以下「甲」という。）と金沢エナジー株式会社（以下「乙」という。）は、金沢市ガス事業・発電事業譲渡契約に基づき、次のとおり連携協力に関する協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、2者（甲及び乙の双方をいう。以下同じ。）が相互の緊密な連携と協力により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 2者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 地域の環境・エネルギーに関すること
- (2) 地域の安全・安心、災害対策に関すること
- (3) 地域の生活・文化に関すること
- (4) その他、持続可能な社会を実現するための施策に関すること

2 2者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとし、当該事項を効果的に実施するための具体的な取組の内容及び実施方法は、当該取組ごとに別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとし、有効期間が満了する日の1か月前までに、2者のいずれからも申し出がない限り、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 2者は、本協定の検討又は実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）を相手方の了承なしに、第三者に開示又は提供等してはならない。

2 2者は、前条に定める有効期間の満了により本協定が効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、2者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、2者それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年5月17日

甲 石川県金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市長

村山 卓 (自署)

乙 石川県金沢市下本多町六番丁11番地
金沢エナジー株式会社
代表取締役社長

高井 郁大 (自署)